④　法人税割

市町村名	標準税率	標準税率以外			市町村名	標準税率	標準税率以外			市町村名	標準税率	標準税率以外		
	6.0%	8.2%	8.4%	不均一課税		6.0%	8.2%	8.4%	不均一課税		6.0%	8.2%	8.4%	不均一課税
札幌市				○	赤井川村			○		むかわ町	○			
函館市			○		南幌町			○		日高町			○	
小樽市			○		奈井江町			○		平取町			○	
旭川市			○		上砂川町			○		新冠町			○	
室蘭市			○		由仁町			○		浦河町			○	
釧路市			○		長沼町	○				様似町			○	
帯広市		○			栗山町			○		えりも町			○	
北見市			○		月形町			○		新ひだか町			○	
夕張市			○		浦臼町			○		音更町			○	
岩見沢市			○		新十津川町	○				士幌町			○	
網走市			○		妹背牛町			○		上士幌町			○	
留萌市			○		秩父別町			○		鹿追町			○	
苫小牧市				○	雨竜町			○		新得町			○	
稚内市			○		北竜町			○		清水町			○	
美唄市			○		沼田町	○				芽室町			○	
芦別市			○		鷹栖町			○		中札内村			○	
江別市			○		東神楽町			○		更別村	○			
赤平市			○		当麻町	○				大樹町			○	
紋別市			○		比布町			○		広尾町			○	
士別市			○		愛別町			○		幕別町			○	
名寄市			○		上川町			○		池田町			○	
三笠市			○		東川町			○		豊頃町			○	
根室市			○		美瑛町			○		本別町			○	
千歳市			○		上富良野町			○		足寄町			○	
滝川市			○		中富良野町			○		陸別町			○	
砂川市			○		南富良野町			○		浦幌町			○	
歌志内市			○		占冠村			○		釧路町			○	
深川市			○		和寒町			○		厚岸町			○	
富良野市			○		剣淵町			○		浜中町			○	
登別市			○		下川町	○				標茶町			○	
恵庭市			○		美深町			○		弟子屈町			○	
伊達市			○		音威子府村			○		鶴居村			○	
北広島市			○		中川町			○		白糠町			○	
石狩市			○		幌加内町			○		別海町			○	
北斗市			○		増毛町			○		中標津町			○	
当別町			○		小平町			○		標津町			○	
新篠津村			○		苫前町			○		羅臼町			○	
松前町			○		羽幌町			○		合　計	8	1	167	3
福島町			○		初山別村	○								
知内町			○		遠別町			○						
木古内町			○		天塩町			○						
七飯町			○		猿払村			○						
鹿部町			○		浜頓別町			○						
森町			○		中頓別町			○						
八雲町			○		枝幸町			○						
長万部町			○		豊富町			○						
江差町			○		礼文町			○						
上ノ国町			○		利尻町			○						
厚沢部町			○		利尻富士町			○						
乙部町			○		幌延町			○						
奥尻町			○		美幌町			○						
今金町			○		津別町			○						
せたな町			○		斜里町			○						
島牧村			○		清里町			○						
寿都町			○		小清水町			○						
黒松内町			○		訓子府町			○						
蘭越町			○		置戸町			○						
ニセコ町			○		佐呂間町			○						
真狩村			○		遠軽町			○						
留寿都村			○		湧別町			○						
喜茂別町			○		滝上町			○						
京極町			○		興部町			○						
倶知安町			○		西興部村			○						
共和町			○		雄武町			○						
岩内町			○		大空町			○						
泊村			○		豊浦町			○						
神恵内村			○		壮瞥町			○						
積丹町			○		白老町			○						
古平町			○		厚真町				○					
仁木町			○		洞爺湖町			○						
余市町			○		安平町			○						

＜不均一課税の内容＞

札幌市　：６．０％（資本金等の額が１億円以下の法人）、８．２％（資本金等の額が１億円超の法人）

苫小牧市　：６．０％（資本金等の額が３千万円以下の法人）、８．４％（資本金等の額が３千万円超の法人）

厚真町　：６．０％（資本金等の額が１億円以下の法人）、８．４％（資本金等の額が１億円超の法人）